

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 平成23年9月13日（火曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	藤 田 修 一 君		
副 委 員 長	森 弘 美 君		
委 員	久 慈 修 一 君	坂 本 豊 君	
	久 慈 省 悟 君	青 木 倉 元 君	
	山 舘 清 剛 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	木 村 春 美 君
総 務 課 長	八 戸 純 一 君
税務課長兼ふれあい センター事務局長	芳 賀 作 君
住 民 課 長	越 田 茂 弘 君
健 康 福 祉 課 長	浜 田 亮 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 亮 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	坂 本 勲 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

○会議に付した事件

1. 議案第46号 平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  2. 議案第47号 平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  3. 議案第48号 平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  4. 議案第49号 平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  5. 議案第50号 平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  6. 議案第51号 平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  7. 議案第52号 平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  8. 議案第53号 平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 

○議事の経過概要

午前9時40分 開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第46号平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、30ページまでの歳入全般について質疑を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 15ページ、地方交付税のところに関連してお聞きいたします。

直接我が村には関係はないわけですが、合併をした市町村の地方交付税が10年を経過すると減額をされることになっているわけです。ほとんどの県内の市町村は2005年前後に合併をしておりますから、あと4年後には地方交付税が5年かけて減額されるということになっているわけですが、これについてどのくらいのパーセントで減額されるかということは把握しているでしょうか。うちの村には関係ないことですが、もしわかっていたら答弁をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 合併した市町村に対する交付税の交付につきましては、当初国から説明のあったような交付の仕方がなされていないというふうな、そういう不満、そういう声は聞いていますけれども、具体的に何%減になるとか、そういう数字的なものはうちの方でもとらえていませんし、また聞いてもいません。以上でございます。

○藤田委員長 4番。坂本 豊委員。

○坂本委員 先般、県内の町村議員を対象にした研修会の中で、講師が市町村合併について、これは失敗であるということを書いていたわけですが、私ももちろんそのとおりだと思ったわけです。今後は政府は道州制を進めるという考えがあるわけですが、これは非常に危険なたくらみであると私は考えているわけですが、今まで町村合併についてもいろいろ取りざたをされて、合併した町村は非常に失敗したということをよく聞いております。この道州制については今後計画しなければならないと私は考えておるわけですが、村長の見解を伺いたいと思います。

○藤田委員長 村長。

○古川村長 道州制については、大分前から話になっているわけでありましてけれども、ただ、我々の情報では、道州制を騒いでいるのは知事とか、あるいはまた、東京、大阪とか、そういう大都市圏が主なようでございますけれども、市町村長の間では批判的でございます。ただ、今の震災で40兆円とかと言われる莫大な復興の経費がかかるわけでありまして、そういうような坂本委員が心配するような声が出てくるということも、また我々は警戒しなければならないものだと、こういうふうと考えております。決して道州制をしいたから日本の財政力がよくなるというものではないと思いますし、また、それによって、つまり合理化でありますから、市町村単位としては非常に厳しい状況になるだろうと、このように考えます。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 先ほどの総務課長の答弁の中で、パーセントはわからないということでありましたが、当初は10年を経過して15年までに、約普通交付税で半額になるというふうに言われていたわけです。それをもう合併のあの熱の中でもう忘れ去られているような感じがあるわけですが、もう4年たちますと現実的に減らされてくるわけです。そういう意味でも、今後合併の話というのはもちろん今はないのですけれども、私はよく、村長が合併について反対してよくぞくれたという感謝の気持ちをいっぱい持っているわけですが、そういう他町村、外ヶ浜町でそういう声というのは、今後出てくるというふうに考えられるわけですが、この点について総務課長、もう一度、今のところ30%ぐらいの削減と言われているわけですが、その辺については聞いたことがないでしょうか。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 具体的に合併に関連して交付税をこれから何%減らすとか、そういうふうな情報は入ってきておりません。ただ、現在普通交付税が、平成23年度の普通交付税が対前年比よりも約6%ぐらい減っていると、それは確かでございますけれども、それが合併に関連したものであるかどうかについては把握しておりません。以上でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村 修委員。

○木村委員 平成22年度の財産に関する調書の中に、村有財産である原野等がおおよそ15町歩弱ふえております。この説明に道路等とありますけれども、具体的なその場所とその内容について伺います。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前9時45分 休憩

---

午前9時46分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

税務課長。

○芳賀税務課長兼ふれあいセンター事務局長 お答えします。

具体的に詳しいことはちょっとここでは説明できないわけですが、部落有等の財産が蓬田村名義に変えてきている部分がありますので、その部分で原野等の地目がふえてきたのかなというふうに、あるいは前の国土交通省とか、そういうものの名義を蓬田村にしているというのでふえているというふうに見受けられます。

○藤田委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 これはあの高根の道路を今何か工事して、そして工事の名目を変えて今こうやっているわけですが、その部分は全然関係ないことになるのかお聞きします。

○藤田委員長 税務課長。

○芳賀税務課長兼ふれあいセンター事務局長 高根のあの道路と申しますと、あの田んぼの場所ですか。田んぼの買収は田んぼを買収して恐らく公衆用道路という地目変更になると思うので、原野というふうな形ではないですね。

○藤田委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 およそ面積にして14町歩くらいなわけで、これを見ればグリーンタウンの分譲地の分筆等とこう書いてありますけれども、村内全体のこの例えば農道とか、そういうところがこの国の土地になっているところが、その村に払い下げというか、これを見れば無償で贈与となっていますけれども、なったのか、およそ15町歩といえればかなりの面積なわけですが、できればどのぐらい、どのようなところが村の、この国から村に無償で贈与されているのか知りたいと思って聞いたわけですが、今わからなければ後でも教えていただきたいなというふうに思います。

○藤田委員長 税務課長。

○芳賀税務課長兼ふれあいセンター事務局長 この移動を出す前に、1筆1筆整理したものがありますので、その表を見ますと、地番、面積、例えば相手先、国土交通省というのを一覧をつくってありますので、それを見ることによってわかると思います。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈委員 収入の部分で、皆さん、私ならずともほかの委員も気がついているかと思うのですが、私も議会選出の監査委員として監査をいたしたところ、非常にこの収入、税の収入率というのが変動が大きいというのと、もう一つは、収入未済額がだんだんふえてきていると。その収入未済額がふえてくると不納欠損を、金額が大きく不納欠損が行われるわけでありまして。私はこれは毎年今までずっとそうだとということで説明すれば皆さん納得するのかもしれませんが、やはり村がその税の収納に対してきちっとした姿勢を示した上で、これはやむを得ないというのであれば、皆さん納得できるのかもしれませんが、今回私が監査委員として聞いた上では、その徴収体制なるものは極めて貧弱であると、こういうふうの一つ指摘はしたわけですが、やはり監査委員の立場でやっただけでは、これはちょっと直らないだろうと。やはり村当局が、本当

に税というのは、今のままで徴収体制でいいのかということをもっと真剣に考えていただきたいと。そうしないと、納税者そのものの意識というのは、逆に本当は納めなければいけないという意識を持つべきが、納めなくてもよいという意識に変わっていくのではないかと、非常に心配なわけです。

不納欠損の額も非常に大きな、これは村税にかかわることだけではありませんが、国保税にいたっては非常に大きな額になってきています。この徴収体制ということについて、担当課長でも構いません、村長でも構いません、感じているところを、考えていることをお知らせいただきたいと思います。

○藤田委員長 税務課長。

○芳賀税務課長兼ふれあいセンター事務局長 税の徴収体制ということでは、ここ数年余り体制的には変わっていないわけですが、いろいろ県税さんによる徴収支援チームを活用させていただいたり、またもう一つ、徴収引き継ぎという制度がありまして、その部分でまた県税さんにお世話になっているところです。毎週1日、週1回ということでお手伝いしてもらっているような状況であります。今年度から滞納整理組合の活用ということで、一時休んでいました滞納整理組合を利用しながら、差し押さえ等を中心に今年度からまた復活してほしいというふうに考えております。

あと、体制的には税使用料、手数料等を含めたいわゆる債権管理部みたいな、管理係というのですか、管理課でもいいのですけれども、そういう体制ができればなというふうに思っているところではあります。ただ、現実、職員の配置等の関係で難しい状況にあります。できれば将来的には税だけではなくて、使用料、手数料を含めたものを一括管理できる、管理する部分、部門に向けていきたいなと思っています。もちろん職員の徴収や知識、ノウハウに対する勉強ですね、いわゆる熟練した、税に対する熟練した技術を持つ職員の養成等にも向けていかなければならないというふうに考えております。以上です。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費で、31ページから47ページまでの質疑を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 37ページ、公用車購入費354万円についてお伺いをいたします。

予算のときに、この村長車購入にあたり、大きい車で燃費もよくないし、そのような同じような車を買うのであれば、ハイブリッドカーとか、そういうエコ車を買うべきではないかという質問をいたしました。そのとき、当時の総務課長の答弁では、この車は

一般の職員にも利用してもらって、7人か8人乗りだと思えますけれども、そういう用途にも使いたいと、使うために購入するのだという答弁でありましたけれども、実際、一般職員等がたくさん人を乗せて利用したという、そういう実績というのはどのくらいあるのか、答弁をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 具体的に利用状況についての集計した部分はございませんけれども、村内で行事があった場合、村長、要はこういう公用車、当該ワゴン車があいている際は、職員全員で使っております。それにと、日曜・祝祭日も含めて使っております。ただ、具体的にそれは日誌等がございますので、それを集計したものはございませんけれども、日誌等で確認はできるようになっております。以上でございます。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 使っていればいいのですけれども、もし使っていないのであれば、前の総務課長の答弁と食い違うということになるわけですね。それとあと、この車の燃費というのはどのくらいになっているのか、もしわかっていれば答弁をお願いします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 具体的な数字、1リットル当たりの走行距離とか、具体的な数字はここに持ち合わせてございませんけれども、燃費につきましては、普通のワンボックスカーと変わらないというふうに考えております。以上でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、47ページから59ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈委員 労働費についてお伺いします。

労働費はゼロという決算になってございます。決算全体を見渡しまして、この中には緊急雇用対策事業というものが含まれております。この緊急雇用対策事業というのは、国が不況あるいはいろんな所得の低下というものを阻止するために考え出した事業でございますけれども、私はこの緊急雇用というのは単にその地域の整備を目指した事業じゃなくて、失業対策事業なんじゃないかというふうに私は解釈するわけです。失業対策事業というふうに私が解釈すれば、やはりその予算というのは、目的別に作成するのが予算書の編成の基本であります。

そうすると、今のところ決算書全体を見渡しまして、建設課、そして教育委員会にそ

の緊急雇用対策事業費というのを散らばして費目ごと、例えば賃金とか、そういうふうになっているわけですが、私はやはりその予算は目的別にというのを、今後あるのかなのか私はよくわかりませんが、平成22年度においてもそういう整理をすべきだったんじゃないか、それが村民に対して明確に回答できる方法ではないのかなというふうに私は考えています。まずその点について、なぜそういうふうな措置をとらなかったのかお聞きしたいと思います。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 私の方からは、予算の目の設け方が、例えば失業対策費として設けて、それで各担当課に事業実施して展開していくべきではないかというような点につきましては、確かにそれが明確で見やすいかと思えます。ただ、いずれにしても、その辺はこれからこのような事業が出てきた場合は、その辺も踏まえて対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に農林水産業費、商工費で、59ページから68ページまでの質疑を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 67ページの商工費のところ、決算にはないのですけれども、ちょっと関連して質問いたします。これは解決していたら申しわけないのですけれども、実はマルシェの方から連絡がありまして、テレビが地デジ対応でないという、何とか地デジ対応のものにしてくれないかという電話が入ったわけですが、その後どのようなになっているのか、私は聞いていないのですけれども、ちょっと思い出したので、答弁をお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 10年7月の22日でアナログが使えなくなりましたが、それ以降に私の方で聞いた問題でありますけれども、基本的にはマルシェ等の施設については、村ではテレビを設置しないということにしていました。たまたまアナログでまだ残っていたので、マルシェの方にですね、これはラーメン屋さんだと思うのですけれども、そこに話をしまして、村にちょっと予算がないので、デジタルチューナーをつけて、私の方から直接デジタルチューナーをつけてやっていただけないかということをお願いしたところ、向こうさんもちょっと無理だというようなことで、今のところそごになっている事例になります。

マルシェそのものについているテレビではなくて、ラーメン屋さんの中で見ているテレビだというふうに解釈していますので、できれば私どもの方としましては、そのラー



メン屋さんの方でつけて、これはちょっと恥ずかしい話なのですがすけれども、受信料払っていない、要するにテレビがないという状態になっている場所なのです。余りちょっと大きい声で言えないのですけれども、ですので、ラーメン屋さんについては、ちゃんとNHKの受信料を払っていただけるようにしていただいて、チューナーをつけていただくか、デジタル対応のテレビをラーメン屋さんの方でお願いしていただきたいというのが、村の方の考え方であります。以上です。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 そのマルシェにあるテレビは役場の方で購入したのか、今言われたラーメン屋さんの方で購入したのか、答弁をお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 最初は村で設置したように聞いています。ただ、その今のテレビが、その当時のテレビだとか、ちょっとわからないのですけれども、村で設置している他の施設の関係も見直ししたときに、経費等の関係で、できるだけ節減していくという考え方から、受信料等の問題が発生しますので、何と申しますか、受信料を払っていないということであれば、当然NHKに迷惑がかかるわけですが、その辺、テレビについてはそのときどういうふうな考え方でいたのかわかりませんが、村ではいつごろかわかりませんが、受信料を払っていないということですので、テレビはないというふうな考え方でずっと来ているようでした。

ですので、今回こういうふうに出してしまったものですから、いずれにしても受信料を払っていないので、テレビについてはどちらか、私の方としてはそのラーメン屋さんの方に受信料を払っていただくことをお願いして、先ほど言いましたとおり、チューナーをつけていただくか、新しいデジタルテレビにしてください、ラーメンを食べに来るお客さんにサービスしていただきたいというふうに考えておりました。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 答弁では、ラーメン屋さんが使っているから、営業用で使っているから当然そちらの事業者の方が受信料も払うべきだという答弁でありましたが、私が聞いたのは、だれが購入したかということなのです。だれの所有なのかという話なんですよね。これは役場で当初購入したとなれば、役場の備品なわけですよ。となれば、当然受信料を払うのも役場なのでしょう。それを今まで払ってこなかったというのは、役場の怠慢だと思うんですよね。どうして業者の方に押しつけて、村で買った備品をただでく

れたということになって、それこそ大きな逆に問題になりかねないと私は思うわけですが、その辺、今もう1回しか質問できませんので、再度その辺、話し合いをしないとこれはちょっと面倒な問題になるのではないかなと思いますので、できれば役場で購入したのであれば、役場の備品であり、役場が受信料を払って、当然地デジ対応すべきものとして、役場で経費を出すべきだと私は考えるわけですよ。ただ、30何台ですかね、地デジ化の液晶テレビに変えたときに、そのマルシェのテレビのことはすっかり頭になかったということで、私たちにもちょっと落ち度があったなというふうに考えておりますが、再度答弁をお願いします。

○藤田委員長 産業振興課長。

○坂本産業振興課長 実はこのほかにマルシェの中に事務室がありますけれども、事務室にはかつてテレビがございました。それは廃止しています。その営業されている店についているテレビなのですけれども、当時最初の、村でつけたかどうかちょっとはっきりしないんですよ、その辺は。はっきりしません。今そのラーメン屋さんについているテレビですけれども、村でつけたかどうかははっきりいたしません。そのラーメン屋さんとなりに事務室がありますけれども、事務室にあったテレビは廃棄処分しているようです。ですので、ちょっとはっきりしない。

いずれにしても、そういうテレビをつけていただきたいと、新しいデジタル化に対応できるテレビということで、そのラーメン屋さんの方から何回か私の方と話をして、そういう話はしてございましたので、私の方から何とかお願いして、ラーメン屋さんの方で対応できるテレビなりチューナーをつけていただきたいということで話をしていたところ、向こうの方は一応わかったということで了解していただいていた。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に土木費、消防費で、68ページから76ページまでの質疑を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 73ページの公営住宅建設用地に係る予算でちょっと関連してお聞きいたします。

今、公営住宅の造成が着々と進んでおりますけれども、公営住宅の建設が10月から始まって12月には完成をするということが、ことしの2月に説明がありましたけれども、入居希望者から、青森に住んでいる方だと思いますけれども、問い合わせがもう来ておまして、応募とか、そういう公募とか、こういうのはどのようになっているのかということを知りたいということでありましたので、答弁をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 今委員がおっしゃられたとおり、私の方にも、その公募についての問い合わせが来ております。公募につきましてまだ具体的には取り組んでございません。パンフとか、あるいは新聞紙上とか、そういうふうなことでは今考えてございます。これから具体的なものについては進めていきたいと思っております。以上です。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 今の9月議会の補正予算を見ましても、こういう広告とか公募をする予算とかはないように思いましたけれども、それは今課長が答弁したようにこれからやるとなれば、今の補正予算でつけないと、12月に議会では間に合わないと思えますけれども、どのようにしますか。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 一応建築の終了を今年度、3月31日をめどにして建築終了が予定されております。ですから、それまでに対応していきたいと、こう思っております。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 私に先ほど10月から着工して12月に入れるというふうに言いましたけれども、これは2月にたしか説明されているわけですが、今の建設課長の答弁では、3月までに完成するとなれば、3カ月くらい当初の説明からおくれるわけですが、どうしていつそのように延びてしまったのか説明していただけますか。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前10時12分 休憩

---

午前10時15分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○柿崎建設課長 一応今の予定では、3月31日をめどに完成をさせたいと思っております。そして、それをめどにして今後また公募については、先ほども言いましたように、パンフとか新聞紙上等を考えております。以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私もそこを聞いたかったですけれども、公募をいつやるのかということで問い合わせが私のところにも何件か来ました。今の工事の造成工事の状況を見てい

ると、造成工事がいつ終わるのかというのは皆目見当つかないのと、公募がいつ始まる、要するに入居者の公募がいつ始まるのかということがはっきりしないと、私どもも行政に携わる者として非常に不便だという気がします。

そこで、今後の予定、ここでわかっている範囲で結構でございます。造成工事がいつ終わって、いつ公営住宅の本体に着工して、いつ完成して、公募はいつごろになりそうだという予定だけでもお知らせいただきたいのですが。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 予定では9月末までに造成は完了する予定でございます。いろいろ県の審査等がございますけれども、10月の中下旬ころには建築の入札に入りたいと、こう思っております。そして、先ほど言いましたように、3月31までには事業完了したい。こういう予定ですけれども、公募につきましては、その辺を見据えながらもう一度検討して協議して、早目にその対応をしたいと思っておりますので、よろしく願います。

(「わかりました」の声あり)

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村 修委員。

○木村委員 73ページをお願いします。72ページもお願いします。

河川総務費ですけれども、これに関連して阿弥陀川、蓬田川、非常に去年、今年とかけて川の中の雑木が刈り払われて非常にきれいになったわけですが、近年、本当に自然災害が多発している状況であります。この両者の川を見ますと、河床に土砂がものすごく堆積されております。平成14年の年でしたか、大雨で阿弥陀川のバイパス以下一面が水浸しになってしまった、あのことがあります。近年、本当に自然災害が多発しているわけで、いつこのような災害がまた発生するか予測がつかないわけですが、この河床に対して非常にお金もかかることかと思うわけですが、何か担当者の方で今後に対して計画を持っているのかどうか、その辺のこと、見解を伺いたいと思えます。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 阿弥陀川の川につきましては、先般、場所の写真を撮りまして、県の方に県対要望をしております。

それから、蓬田川につきましては、大分きれいになって、委員おっしゃるとおり、ちょっと土砂もあるのですが、あそこはいろいろ何というのですか、コンクリートとかいっぱい入って、かなりあそこの土砂をとるとというのは困難な部分もございます。

それが蓬田川はほとんどがブロックみたいなのが入っていて、重機も入れないような状況です。ただ、このままではだめなのですから、いろいろまた検討をしているのですが、何分、財政的なものもかなりな部分が出てくるのかなとは思っておりますけれども、災害があればだめですので、これらの現場を見ながら対応できるものは少しでも対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○藤田委員長 8番木村 修委員。

○木村委員 土砂を撤去すれば相当お金がかかるわけです。今課長がおっしゃったように、川の中にはテトラポットとか、多数入っています。私も確認しています。ただ、あの川の底面を全面見ますと。掘り下げられてテトラポットなどが浮き出て、かなり深く浸食されている場所がいっぱいあります。あの川の堆積された土砂を川の外に出すのではなくて、そのテトラポットの間とか、そういう低い、その川が掘り下げている箇所にその砂を戻してやる、そういう方法でやれば、そんなにお金もかからないのではないかと。あれを全部出すのではなく、河の床面、河床をならしていく。低いところ、1メートルも低いところはいっぱいあるわけです。それをもとに戻すには土砂が相当必要なわけです。でも、堆積された土砂をそれに重機、機械によって返す、そういう方法でやれば、その土砂を外に出すほどお金も、費用もかからないわけですので、ただ、川が汚れて、川の水が汚れて、それが海に流れれば、漁師の方から批判を受ける、こういうことが考えられます。その点、漁業者との交渉なりして、経費を抑えて河床を整備する方法、こういうことを検討していただきたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 蓬田川につきましては、委員おっしゃるとおりテトラがありまして、あそこをそういうふうな人海作戦でやりますと、やはり漁業者の方々にお叱りを受けるのではないかというのは、実際お話をしております。

それから、重機、あそこに入るとなれば、かなり面倒な部分もございます。ただ、このままではだめですので、これは何回も当時この前まで一緒にあそこで働いておりました作業員の方々とも、このままではだめなのではないかということはお話をしております。委員おっしゃるとおり、いろんな方法を考えて、少しでも災害のときに大きくならないようなことは考えていかなきゃならないと、こう思っておりますので、よろしくをお願いします。（「わかりました」の声あり）

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館清剛委員。

○山館委員 ついでですので、私も公営住宅の建設に対する、関連して質問させていただきます。

この新しい公営住宅の建設については、今進めているといういろいろなと皆さんが質問をしているわけですが、宮本にある公営住宅の下水道の改修工事では、大型浄化槽の設置ということで計画されてあったわけですが、その後の計画というのはどこまで進んでいるのか、内容を説明していただきたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 宮本団地につきましては、設計書ができてまいりました。それで、事業費も概算で今3年分出てきました。当初の説明、ご説明した当初予算で議決をしていたときの風呂、それからトイレ、これは修理するということで、予算計上し、議決をいただいたのですが、調べてみましたらやはり周りの土も下がってしまっているとか、幹が壊れているとか、あるいは配管がもう機能をなしていないというようなのがはっきり出てきました。今そういうのも出てきて、これから県の方とも協議をいたしまして、これが今の長寿命化の交付金のどこまで対象になるのか、現在協議してございます。以上でございます。

○藤田委員長 7番山館清剛委員。

○山館委員 今、説明があったわけですが、この内容については県と話し合いをしているということですが、いつごろになるのか、どういうこれから予定を立てているのか、まずお伺いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 一応予定ですが、県と交付金の協議をして、ある程度補助が遅くつくと思うのですが、それが対象と対象外が出てくると思います。それで、予算、財源というものがありますので、一応土とか配管とかをまず整備をしたい。そして、トイレの方を最初に整備をしていきたい。一応浄化槽が100人槽です。そういうものが必要であるというような設計が上がってきておりますので、それを県と協議をして補助対象分ということで、細かい部分は今県と協議をしながら、できれば土と、それから配管、そしてトイレ、この辺までは進めていきたいと思っています。以上です。

○藤田委員長 7番山館清剛委員。

○山館委員 努力は認めますけれども、今の状況では非常に皆さんが不便を感じていると思いますので、できるだけ早い機会に修繕して皆さんに快適な住宅で生活していただき

たいと、こう思いますので、できるだけ早い機会に事業を進めるよう要望しておきます。  
以上です。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に教育費で、76ページから90ページまでの質疑を行います。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私から関連して聞きます。教育委員会の今年の緊急雇用対策事業について村民の声をちょっと聞きましたので、その内容についてお伺いしたいと思います。

村民の方が緊急雇用ということで、教育委員会となぜか建設課の方に二つに分かれてふるさと総合センターで説明会をやられたということではありますが、教育委員会と建設課の方に2班に分かれました。分かれたところ、教育委員会の方の仕事が蓬田の山のごみ捨て場のごみを捨てに行く仕事に回された。そのごみを捨てに行く仕事は3日間で終わってしまう。ところが、建設課の方に回された方々は、何か話によると、15日以上20日も仕事があると。この事業というのは、そういう形でやっているものなのですかというような問い合わせが何件かはございました。これは私の部落だけではございません。いろんな部落の方から来ています。その辺、どういうふうにしてそういう人選をして、その事業が果たして、私が見たわけではございませんので、教育委員会がなぜそのごみ捨て場をやることになるのか、その辺、事実かどうか確認をしたいと思います。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 ごみ捨て場、不法投棄があった場所、紳装からちょっと山側の方の森林軌道の跡地に30年ほど前から捨てられたごみが発見されました。それで、緊急雇用で募集したのは、それとは別に考えていなかったのですけれども、募集したところ、まず100人近くの応募者がいまして、それで、建設課の方と、それから教育委員会の方とに分けますと、教育委員会の方は割と川とかではなく、特別な技術を使うような場所はなく、草刈り、そういうのが主になる作業だったんです。それで、不法投棄された場所が出てきたところを片づけなきゃいけないという、それが一番の作業にしようということになりまして、それで、教育委員会の方では一応50人採りました。

それで、その50人を小学校の草刈りとか、それからスポーツガーデンの周りの草刈りとかに分けてやるとすれば、そんなに人数は使わないわけで、それで、応募した50人全員を1度は使いたいという話で、それで、来た人にはお断りしないで1回全員を使うということで、不法投棄の場所に使ったわけです。そして、当初もっとう作業が4日、5日ぐらいかかるのではないかということではあったのですけれども、ただ、50人

ぐらいで一挙にやりましたら、意外とスムーズにいきまして、3日の作業で終わったということです。

それで、こちらの方では応募した方を全員一応使ったということで、断った、人選とかそういうのは特にしませんでした。応募した方を1回は全員使いましょうということで、その作業を行って、不法投棄の場所もすべてきれいに片づいています。それで、少し今予算が余っていますので、あちこちの公共施設の松の剪定とかの作業も今やっております。以上です。

○藤田委員長 1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 建設課の方では、日数が例えば20日ぐらいになったとかというのは事実ですか。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 確かに雑木伐採の方、あるいは農道、村道の草刈りの方の方々の日数は、ちょっとこまかく見てないですけども、長くはなっております。以上です。

○藤田委員長 1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 今答弁をいただいた内容からいきますと、教育課が廃棄物の処理をするのにそういうのをやったと。人夫を使った。実は6月補正でしたか、廃棄物の処理の関係で、さらに私は場所が同じなのかなと思って今聞いていたのですけれども、賃金が計上されておったのですが、その辺との関連はございますか。別なものなのですか。6月でたしか予算、その話をしたように私は記憶しているのですけれども。

○藤田委員長 健康福祉課長。

○浜田健康福祉課長 確かに人夫賃として予算は見ており、6月で見ております。それで、開始するに当たりまして、たまたま先ほど教育課長が説明したとおり、人夫を募集していただきましたので、それとあわせて、その人夫とあわせて、こちらでも見た人夫賃もあわせて作業すればスムーズに行くのではないかというふうな考えに立ちまして進めたものです。

○藤田委員長 3回の質問過ぎましたので。（「わかりました。」の声あり）ほかに質問ありませんか。5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 先ほどから何名かの委員の方々から緊急雇用のそういう予算について説明というか、質問がございましたけれども、私の方からもこの件で一つお伺いしたいと思います。



実は緊急雇用というのは、各課長が広報された、そういう人員の人から分け隔てなくみんなを使いたいという気持ちは、村人を思う心から来るのではないかと、こう理解いたします。しかしながら、やはり緊急雇用という、そういう趣旨、目的は、やはり若い人たちが今仕事がない、そういう人たちの失業を避けるために国が設けられていると思います。ですから、今後もしこういう機会がまた訪れるならば、きちんと広報の場合、条件等を示していただきたい。若い人たちに1日でも長く働いていただきたい、私はこのように考えますので、その辺のところを教育課長と建設課長に少しご説明、考えをお伺いしたいと思います。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 緊急雇用の考え方からいきますと、今久慈委員が言ったとおりだと思っています。そして、こちらで募集する場合、どうしても単純な作業が多くなりまして、1人の人を長期で使うというものにはちょっとなじまない事業内容になっています。それで、募集する際も年齢を制限すればどうかとも考えたのですが、それもまた年金もらっていけば遠慮してもらおうとか、そういう、それもまたちょっと変な話ですし、こちらとしては木を伐採するときでも、それだけの技術を持っている人であれば、例え六十三、四の人でもその人を使いたいというのが、使う方に見れば年齢の制限はちょっと難しい。それから、若い人もいざ募集すると草刈り機械がないとか、そういうチェーンソーもないとか、それから、やったこともないということを書いてよこすのですが、そういうのもこちらの方では使うように、いつかはなれなきゃいけないだろうから使いますというふうにはやっています。ちょっとこの事業に関しては、年齢とかそういうのではちょっと難しいところがありました。今後またあれば、検討しながら不公平のないような扱い方をしていきたいと思っています。以上です。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 私の方からも、今教育課長がおっしゃったように、大体同じですが、今現在、若い人で草刈りもできないという人には、今ベテランの方が教えながら今草刈りをやっているのも現状です。それからまた、若い人と言いますが、若い人の中で、チェーンソーを使って大きな木を切れる人が実はほとんど皆無であったということもございました。それで、ベテランの方にいろいろお願いをして、現在チェーンソーを使って大きな木を切っているというのも現状でございます。ただ、今久慈委員がおっしゃったように、今後またこういうものがあれば、今の委員の意見を参考にしながら

募集していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○藤田委員長 5番久慈省悟委員。

○久慈省悟委員 両課長から今回回答がございましたけれども、やはり私たち委員も、私たちが回されたところが何日で終わってしまったとか、かたやものすごく長くというふうな、そういうのがどうしても聞こえてきますので、そういうふうになると、どうしても心が痛むわけですけれども、今雑木伐採等となればチェーンソー、あの大きな木をどうのこうのというふうになれば、課長から答弁ございましたように、技術の方も多少やはりついてくるのかなと、その点に関しては当然長くそういう人たちは雇用の場におさまるのかなという、半分納得したような、そういう感じもございますけれども、さきに申し上げたように、できるだけ日数等が早く終わったところに関しては、やれるようなところに教育課長の方の担当の方が早く終わった場合は、じゃ建設の方にその人たちを混ぜながらやるとか、できるだけ不公平のない、そういう雇用の場であってほしいものとお願いをして、質問を終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。7番山館清剛委員。

○山館委員 私は雇用対策事業に関連もあるわけですが、87ページの文化伝承館に関連いたしまして、文化ということで玉松台のことでお伺いいたします。

先般、私は玉松台の道路について、今まで玉松台というのは、野球場の方から散歩道で入り口があって書かれていますけれども、やはり正面から入るのが玉松台の入り口だと思います。したがって、課長にも道路について入り口の道路についてお願いしたところ、国道から本当は前あって、ちゃんと道路があって、踏切が閉鎖されたもので、これはとまっているわけでございます。したがって、森林軌道の跡地を行けば行けるということで、教育課長にお伺いしたところ、この事業がたまたまあった予算があったのか、きれいに払われて道路がちゃんと行けるような状態になって、非常にありがたく思っています。

そこで、私が玉松台の方へ車で走らせて行ってみました。玉松台の中を見ますと、松が荒れ放題という形で、今手入れが全然されていない状況、玉松を見ますと、玉松ももう地面につくほど枝が伸びっ放しということで、どこが玉の松なのか見えない状態にあります。やはり蓬田村のシンボルであります玉松台、そしてまた玉松、それをやはり、それはこれからもずっと守っていかなくちゃならないと思いますので、この玉松について今後どう考えているのか、剪定、今のこの保有事業の中で剪定できないのか。

それから、今後あの道路の草刈りを丁寧に毎年これから継続的に行いまして、玉松台の入り口としてあの道路をきれいに管理していただきたいと、こう思います、いかがでしょうか。

○藤田委員長 教育課長。

○坂本教育課長 まず、最初の踏切をなくして、それから入っていくところがなくなったということで、山館委員から昔から行く道路があったでしょうと、あそこを、森林軌道を村に払い下げになっているんですよと言われて、ああ、これは村の所有地なのだとということで、何といたしますか、堂々と草刈りできるのだなということは初めてわかりました。それで、今ちょうど緊急雇用をやっていたので、人夫2人を3日間そこに張りつかせて刈り払いしました。でも、やったのですけれども、まだまだ整備しないと、人はわざわざ入って車で行かないなという気がしています。ですので、今後とも定期的に草刈り、もしくは枝とか、入ってきている枝打ちとか、そういうのをやらせたいと思います。予算化しながら来年度は定期的に整備していきたいと。

それから、各公共機関にある小中学校の松の剪定とか、それから、役場の松の剪定とか、今まで緊急雇用の中でやってきて、それで玉松もやろうとしたのですけれども、話を聞きましたら、今剪定をやると松がすごく傷むと。ひょっとすれば冬越せないぐらい、今は危ない危険な時期だということでした。それで、来年の春先剪定をやればよいということでしたので、大事な松ですので、来年度春に予算化して剪定、なるべく長く維持できるような玉松にしたいなと思っております。

もう一つ、せっかく道路ができましたので、その入り口には玉松台正面入り口とか、そういう看板をつけてもう少し大々的に平和のシンボルである玉松台を村外、県外にもPRしていきたいなというふうに今強く考えています。映画もあるそうで、それも少し探してみようかなというふうに考えております。以上です。

○藤田委員長 7番山館清剛委員。

○山館委員 今大変急ないい答弁をしていただきました。前々から私はその看板とか入り口について何度か質問してきたわけですがけれども、なかなか動いてくれないということで、やはり玉松台というのは蓬田村のシンボルということで、長く末代まで本当にこういうふうな維持、長生きしてもらって、あの松に対しては。皆さんも行ってわかっていると思いますけれども、前村長は100周年記念でしたか、村制100周年記念ですから大変すばらしい石の碑もありまして、玉松にちなんだ非常にいい場所です。それから、代表

のあとの松についても非常に枝が伸びて景観に支障を来していると思いますので、その辺もぜひこれからの管理をよろしく願いいたしまして質問を終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですので、次に90ページ、災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 一般会計の決算認定には反対の立場で討論をいたします。

国保税が高過ぎて払えない世帯が最近急増してきましたけれども、2010年度は62世帯に上っております。金額も862万円で、ここ数年でもふえているわけです。累計滞納額も監査の報告では3,400万円ほどです。景気低迷の影響と、それに対して有効な手段を行政もとらないためであると思います。国保税の負担を軽くして払えるようにしていくというのが、地方自治の政治のやり方ではないでしょうか。いびつな格差を続ける行政から住民本位の本来の村政に切りかえないといけないと思います。一般会計からの繰り入れをして、少しでも国保税を安くしていくことを求めてきましたが、村当局は実施をしていません。地方交付税の使い道には制限がありません。このことを訴えて反対討論を終わります。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第46号平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第46号平成22年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第47号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、議案第47号平成22年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私、監査委員という立場、議会選出の監査委員という立場ではございますが、別に守秘義務という事項ではないので、国保会計に対して一般会計が行った赤字補てんの法定外繰り入れということについて、私も監査でも指摘しておりますが、これに対してどういう対応をするのかということから、私はお聞きしたいと思います。不納欠損額が今年度710万円ちょっとあります。これに対して赤字補てんの法定外繰り入れが2,400万円でしたか、一般会計から2,400万円だったと思っておりますが、行われているわけでございます。そうしますと、私は監査でも一応意見として上げられている部分に触れるわけでございますけれども、一般会計から補てんするということは、他の税金、いわゆる他の保険に入っている方の税金も投入して国保の人たちの税金を支払うのだということと同じ意味だというふうに私は考えました。要するに、不納欠損した人の分について他の保険者がそれを補助したというふうに私は考えたわけです。これが当たっているかどうか、もっとほかの理論的な考え方があるのかもしれませんが、結果論からすればそういう結果になるというふうに私は思うのであります。

さて、そういう状況に至った経緯を考えてみますと、やはり国保税の収入が非常に徴収率が悪いということが一つの原因になっているというふうに私は解釈するわけですが、約その3年間の不納欠損分と、それから、現在の収入未済額を合わせると5,000万円程

度のお金が、入るべきものが入ってきていないということからすれば、2,600万円だったのか、ちょっと今法定外繰入金額は忘れましたが、その額の倍ぐらいの額が入ってきていないということになるわけですし、これは予算を締めようとしたらそうなっていたというのでは、余りにもお粗末な国保財政だと、国保行政だと、私はそう思います。やはりこれは職員の問題ではなくて、管理者、管理職にある人間がどういうふうに動いているかを常にチェックしなければ、この事業というのは運営できないわけですよ。しかも、見ましたら、財政調整基金が300万円しかない。毎月2,000万円以上の支出をしなければならぬ会計において、財政調整基金が300万円しかないということなれば、今後どうやってその国保財政を運営するのだと。また赤字補てんの繰り入れをしなきゃいけないのかというふうなことになってきます。

そうすると、一般村民に対して、そういう極めて不公平な財源措置を一般会計からするわけでありますから、当然これは一般村民に対しても、こういうことになりましたということでお知らせする、最低でもお知らせをして、村民の同意が得られるような形で対応をすべきものであったと、あったということですよ。私が言っているのは、今決算でやってこうなったからそう言っているんじゃないです。これは私は4月に議員になりまして、これがわかるまでちょっと時間がかかりました。しかし、そういうことにやります、やりましたということをやはり事前にお知らせするのが、行政側の対応であり、それに対して対応をこれからこうしますよということ、例えば国保の運協とか、そういうのと話し合いをしながら、今後の対策を考えるのが行政の役割だと思うのですが、なぜそれをやらなかったのかということをお聞きしたいと思います。これは担当課長でも構いません。

○藤田委員長 住民課長。

○越田住民課長 私も前年度ちょっと担当課にいなかったもので、その事情については、実際今年になってからといったわけです。それで、やはり予算を組む段階で前年度なりの歳入とか、国、県、支払基金とかの歳入等を見て、大体来年度の支出が大体このぐらいであろうと、そうやって一応予算は組むということです。ただ、前年度の実績をもとに歳入が決まるという形のものではなくて、前々年度の実績に基づいて歳入が決まるというものもあるそうで、その見きわめが難しく、当初予定していたものよりも1,000万円以上少なくなってきたものもあると。逆に歳出の面で医療費の増ということで、それこそ当初の見込みからしますと、これも1,100万円ほどふえてきたと。それに

加えて税の徴収の額が前年度から比べても率にして若干落ちていると。それで、滞納も変わらず額がほとんど同額のままで、不納欠損もほとんど同額のままで行われていると。それで、私かつて税務課におりましたので、国保、漁業者とか結構額が多い中で、どうしてもその年々の収入に頼って、収入がある程度順調にいけばうまく納めていけると。少しでもつまづいたところがあれば、なかなか納め切れないと。決して悪質なわけではありませんけれども、そういう事業者を結構見てきました。そういう中での税のこれまでの経過だったと思います。

今年に、これからのことについても各担当者には早目に国、県の歳入の動向、状況を見きわめて対応するようにはしておりますけれども、何せこちらで要望したとおりに出さずという簡単なものではなくて、一応ケースにのっとったもので配分されるもので、その辺も非常につかみづらいところもあります。まして医療費に関しては、幾らで抑えるということもできません。病院に行くなど言うこともできませんので、やはりかかったものは払っていかなければだめだと。今回、22年度においては赤字ということになったわけです。この赤字の体勢については、久慈委員もおっしゃったとおり、この間よりの国保財政の繰上充用みたいな形でいくべきところを、一般会計からの持ち出しで赤字を補てんしたと。それについての議論はあるかと思いますが。ただ、状況としましては、1度赤字になれば、なかなか1年や2年で黒字に戻せるものではないと。国保の赤字ということに対して、村長も苦肉の策として一般財源でとりあえず補てんして、今はまずゼロにもどすと、そういうことで今回決断されたと思います。

いろいろ税の徴収については、皆さん結構なかなかうまくいっていないという見方もあると思いますけれども、現状としてはなかなか徴収する側でも、うまくなかなか徴収できない。決して手を抜いているわけではないと、私から見てもそう思っておりますけれども、これからも健全な黒字財政ができるようには、私も少なからず努力はしていきたいと思います。とりあえず簡単ですけれども、終わります。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第48号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第48号平成22年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第49号平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第49号平成22年度蓬田村老人保健特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 131ページの水道料金のことでお伺いします。

水道使用料の滞納が2010年度には約91万円になり、2009年度の39万円から大幅にふえているわけですが、この滞納の原因、そして対策はどのようにするのか、答弁を求めたいと思います。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 ふえた状況は、ちょっと調べてみたのですが、現在の雇用情勢が主な原因と見受けられます。それから、今後の対応ですけれども、今までも実際対応しているのですが、滞納が多額になった方々には、こちらからうちの方に出向いていたり、役場に来ていただいて納入計画等を作成しております。それから、余りにも約束も



守らない悪質な滞納者につきましては、滞納処理要綱に基づいて事務処理を検討しているところでございます。以上です。

○藤田委員長 4番坂本 豊委員。

○坂本委員 事務処理というのは、差し押さえとか、そういう意味ですか。水道をとめるとか、そういうことは考えていないんですよね。答弁をお願いします。

○藤田委員長 建設課長。

○柿崎建設課長 今のところ、給水停止をまだ考えてはございません。ただ、本人から申し出があれば、これは停止しております。ただ今後、やはり計画をして、個々に面談をしていきたい。今のところはまだ給水の停止については考えてございません。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第50号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第50号平成22年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第51号平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第51号平成22年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。7番山舘清剛委員。

○山舘委員 この宅地造成事業については、10年以上過ぎたと思いますけれども、現在ここ数年移動がない。売り払いの移動がないということは、若干はあると思いますけれども、まずそのためには課長から、建設課長にお聞きいたします。現在、47区画ですか、宅地造成の価格の販売されている区画、それから販売されてもその中でうち建設されている場所が何件、また、未処理のところは何件、その確認をいたします。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 既に売却されております区画について、実際家が建っているか、それについては現在ここに資料を持ち合わせておりませんのでお答えできませんけれども、現在まで販売されたのが面積にして1万1,681……（「区画で」の声あり）区画でいいですか。現在、40区画で、残っている区画が7区画でございます。以上でございます。

○藤田委員長 7番山舘清剛委員。

○山舘委員 この残っている7区画、これらはもう何年も、3年ぐらい前から7区画ずっと続いていると思います。それで、販売がないわけございまして、この特別会計について、今後このままずっと継続して行って、販売できる見込みがあるのかと。私自身はない、もうこれはこれで終わりだと思います。したがって、この造成事業については、特別会計はこれじゃなく、一般会計に繰り入れして、特別会計はなくしていった方がいいんじゃないかと。残ったものについては、今の公共用地に何か利用する考えはないのか。それはあくまでもこれを販売する目的で継続していきますと、いろいろと宣伝費とか経費もかかるとは思いますけれども、村長はその辺どう考えていますか。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

---

午前11時14分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

村長。

○古川村長 今いろいろ休憩中に協議したんですけれども、まずはこの残っているのを一般会計にできるかできないかということは、ちょっと今ここではわかりませんが、ただ、今1件問い合わせが来ているということでございますので、今のところはそういう法的な問題とか、来ているということで、残していかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

○藤田委員長 7番山館清剛委員。

○山館委員 今の答弁であれば、まだ売れる可能性がある。今申し込みが1件見ているということですが、ここ数年の間に、返還もあったし売り払いもあった。それから、今の区画を半分売ったり、いろんな形で処分しているのか見ているわけですが、どんな形でもいいので村長は販売したいという考えでいるようですけれども、これは村長がやった事業ですから、これは完売して事業が成功したと。すなわちこの宅地造成事業に対しては、家を建ててもらって住民をふやしていくのがこの目的であるということですから、総務課長が何軒建てたかわからない、ただ売りっ放しの土地がいくらあるのか分からないという答弁にありましたけれども、かなり売っても家を建てて、家が10軒ぐらいはあると思っています。

したがいまして、まだ事業が相当成功までには100%の成功までには相当いっていないということですから、今後このままいくのであれば、今の状況であれば、非常にこのままずっといくと危険な事業になっていきますので、できるだけ早い機会に見切りをつけて処分して、あと利用方法を考えていくと、やはりそういう方法も考えていかないと、何年たっても、10年、20年たっても、これから10年たっても、これは特別会計のままでいくのであれば、これはちょっと問題があるんじゃないかと思っておりますので質問したわけですし、できるだけ販売に向けて村長は努力するということですが、ただ販売できてこの事業が完成するに越したことはないのですが、もしめどがつかない状態にありましたら、即座にやはりこれを、事業を終結していった方が、ほかのものに利用していった方がいいんじゃないかと思っておりますが、村長、もう一度、その辺を答弁していただきたいと思っております。

○藤田委員長 村長。

○古川村長 そのことについても、例えば宅地造成をして土地を売るということですから、公共のものにして、公共の建物を建てるとか、あるいはまた、いろいろなものを建てるといったことが、果たして妥当かどうかということは、今ここでは明言で

きませんけれども、非常にその辺は面倒なのではないかなというふうに考えております。ただ、今1件来ていますので、これから世の中がよくなれば少しずつ家も建ってくるだろうし、また、買ってくれる人もいるのではないかと。ただ、前の前例を見ますと、景気が悪くなってから返したという人も何件かございまして、こういう状況になっておりますので、これから世の中がよくなればもうちょっと売れるのではないかなというふうに考えておりますので、ひとつもうちょっと辛抱して見守っていただきたいと思います。

○藤田委員長 同じこの件についてはもう3回終わりました。1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私からは、そのこの宅地造成に立っている、何ていうのですか、立木、立ち木についてちょっとお伺いしたいと思います。各境界にまず立ち木が立っています。それから、その周りというのですか、その土地を売却したのかどうかわかりませんが、その売った宅地の後ろの方にも何か立ち木が立っています。この立ち木が立っている土地はだれのものなのですか。そこを伺いたいのですけれども。所有者はだれですか。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 ちょっとうちの方で外周の立木につきましては、造成の際に植えております。それからあとは、区画ごとの生け垣みたいなそういうのも、造成の際に植えてございます。ただ、今の質問で（「すみません所有者です。」の声あり）ただ、ちょっと特定が、質問している意味がちょっと特定できませんので、もう少し詳しく説明してもらえればと思っていました。

○藤田委員長 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午前11時24分 再開

○藤田委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

総務課長。

○八戸総務課長 立ち木の所有者について、どこのものであるかということでございますけれども、外周の植栽につきましては、蓬田村というふうに解釈しております。それから、区画ごとの植栽については、その双方の所有者の境界に植栽しているというふうに解釈しております。以上でございます。

○藤田委員長 1番久慈修一委員。

○久慈修一委員 私はその点について、外周はともかく蓬田村の名前であれば、村が管理しても構わないのでしょうか、そのいわゆる私有地、売却して私有地になった土地の境界に村が立木を所有するという点では、二つの問題があるというふうに私は思うのです。

一つは、その管理を蓬田村が、立木というのは別に、動産と別に、立ち木に関する法律という法律があつて、別に管理しなければいけません。それは蓬田村の所有物です。ところが、地面は蓬田村のものではございません。したがって、その管理をするのに、いわば木が永年生えている限り、蓬田村が所有権を主張して管理しなければいけないという問題が一つついて回ります。

もう一つは、いわゆる民法における相隣関係、お互いに隣の関係というところがあります。その相隣関係において境界というのがしょっちゅう、その木がもし境界だというふうにしてお互いが解釈しているのであれば、お互いその木をどうやって枝払いだとか、いろんな問題が発生したときに、どうやってそれをお互いがやるのかという問題が必ず発生します。私はやはりそういうあいまいな、私有地に村が第1に立木を立てつけるという、立てるといふ、そういうあいまいなことは私はやめた方がいいと。もしそういうふうにしてそれを解消するのであれば、やはり民法に基づいてしっかりした対応をして村が手を離すべきだと。外周は別ですよ。私が言っているのは、お互いのその私有地と私有地の間に植えたその立木のお話をしているわけです。しかもそれをしょっちゅう業者を使って管理しなきゃいけないとなると、またそれに対しても経費がかかってくるということを考えれば、私は早期にこれを解消してほしいものだというふうに思うのですが、いかがでしょう。

○藤田委員長 総務課長。

○八戸総務課長 区画と区画の植栽につきましては、土地の所有も含めて再確認してみたいと思います。それからあと、外周のあの立ち木につきましては、やはり蓬田村が管理しておりますので、やはりこれから各区画を販売する際も、当然影響して、好ましくない影響を及ぼしかねませんので、手入れを毎年していく必要があります。草刈りも含めてですね。ですから、最低の経費はやはりかけていかざるを得ないんじゃないかと。また、そのぐらいしていかないと、売ることもできないし、また売っていかねばならないしというふうな姿勢も出ていかないのではないかと感じていましたので、最低限の経費はかけていく必要があると思っていました。以上でございます。

○藤田委員長 ほかに質問ありませんか。ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第52号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○藤田委員長 起立全員です。よって、議案第52号平成22年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。4番坂本 豊委員。

○坂本委員 後期高齢者医療特別会計には反対であります。

この後期高齢者医療制度の廃止を公約した民主党であります。政権についた途端にこれをほごにしてきました。民主党への国民の失望は、これも大きな原因の一つになっているわけです。新しい高齢者の医療制度の概要が出されてきておりますが、その実態は、この後期高齢者医療制度よりもっと負担を重くする仕組みと言われております。この制度自体が高齢者いじめの差別的な制度であり、決算認定にも反対をいたします。

○藤田委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤田委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第53号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○藤田委員長 起立多数です。よって、議案第53号平成22年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審議は全部終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時32分 散会

---

上記会議の経過は、事務局長川崎清春が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

決算特別委員長